



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	増田萬孝著, 『現代農業政策論』(21世紀の食料・農業・農村を見据えて), 1998年, 農林統計協会
Author(s)	工藤, 英一
Citation	北海道農業経済研究, 8(1), 68-70
Issue Date	1999-09-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/63201
Type	journal article
File Information	KJ00009065021.pdf



[書 評]

増田萬孝著

『現代農業政策論』

(21世紀の食料・農業・農村を見据えて)

1998年 農林統計協会

酪農学園大学 工藤 英一

本書には「21世紀の食料・農業・農村を見据えて」という副題がついている。新農政・新農基法
の方向をにらんでの筆者の問題意識を充分感じさせる副題である。

本書における筆者のねらいははしがきに示されており、「日本の食料・農業・農村の21世紀のあるべき姿を見据えて、過去の農政のたどった経過を克明に出来るだけ客観的に追跡する。そのうえで、将来に「打つべき手」「進むべき方向」を示唆するヒントをいくつかちりばめながら、読者に考える素材を提供することを目的」としている。また、BOXという解説コーナーが随所に設けられており、読み心をくすぐる。さらに、重要と思われるキーワードに英語が付されているが、これも従来の農業関係の書物にはない親切設定である。

本書は15の章で構成されており、全体的には「編年史風」にまとめられているが、第2章、第5章、第6章、第7章、第8章、第13章はわが国の農業政策の展開過程をそれぞれまとめているのに対して、第3章、第14章、第15章は食糧法の歴史的展開を、第10章、第11章、第12章、は主に米に関わって自由化問題に焦点が当てられている。残る第1章は農業政策全般にわたるもの、第4章

は農業協同組合に関するもの、第9章は価格政策に関するものとなっており、他の章とは異なるものである。何故このような複雑な章構成をとったのか私には不明であるが、1989年に発行されている「農業政策学講義」(メモ的なものである)を見ると10の章で構成されており今回のものと10章までは同じ構成である。第11章からが新たに書き加えられたものであろう。筆者も「第10章以降は現代にきわめて密着した話題—ウルグアイ・ラウンドを中心とする国際農業問題—が中心となるため、国際化の現代農業問題に収束した著述となっている」と述べている。一般的な考え方からすると農業政策の歴史的な展開と価格政策、自由化問題などの各論的な部分は別の構成となって論じられることが多いのではないかと考えられる。推測の域は出ないが、講義の方法論としてはそのような分離した方法よりもある程度各論も入れた方が実際には説明しやすかったのではないかという事と、筆者は恐らく米に関する政策に対する関心が高いことから来ているのではないか。また143ページに「現実に政策を動かしていたのは戦後政策装置として登場した農地法、農業協同組合法、土地改良法、食糧管理法であった。…農業基本法が成立してもそれ以前の政策装置が日本農業を動かし続けていた」とある。この問題意識から本書の構成が組み立てられているようである。

さていよいよ第1章から内容を見ていこうと思う。「現代の農業政策の潮流」という題目である。第1節は農業政策の概念と言うよりも政策主体の行う政策が理想と現実の狭間の中で成立し、実行

される過程や農業者そのものの価値基準の違いによって理想とする政策方向が異なっていること等を論じている。第2節はいきなり「戦後日本の農業予算の推移」が考察されている。続いて第3節では「1980年代の農政」、第5節で「90年代農政の方向と展望」、第6節「新農政プランの登場」、第7節「21世紀を見通す長期見通し」と続く。第4節は「現代経済社会—その特徴」とし、主に社会学的視点から現代社会の特徴について論じている。この第1章は一体どうしてここに位置づけられているのか。本書全般を網羅するものとしての位置づけなのか。あるいは第2章以降に読み進むために全段的に網羅的に理解をさせようとする意図なのか、第2章以降を読みながら疑問が膨らんだ章である。第2章は「農地改革と農地法の理念」で、戦後の農業政策の出発点としての農地改革とその農地改革を恒久化するための農地法について説明されている。ただし農地法についてはその後現在までの法改正過程や新農政等にも範囲を広げた説明方法となっている。この章はその位置からすると戦後史の一時期の部分を予想させるが、筆者独特の学習効果（各章で関連することが、読み進む内に何度も顔を出し学習効果が上がることが期待できる）をねらったものであろうか。しかしどうやら単なる戦後史ではなく農地法の理念という課題に迫ったものと思われる。第3章は「食糧管理制度、その変転」となっており米穀法から新食糧法までの展開について説明している。ただ内容的にはその半分以上が自主流通米市場にさかれている。第4章は「農業協同組合」についてで、農業協同組合の歴史的変遷、農協改革、住専処理問題など極めて現代的問題まで踏み込んだ展開となっている。農業協同組合のもつ日本の特殊性の内政策と結びついて展開してきたことについてはもっと踏み込んだ内容が知りたかった。第5章は「食糧増産政策と土地改良制度」で、土地改良法を中心としつつ戦後史的な内容である。本書で

説明されている内容についての歴史的事実を忘れそうになっているので、かなり参考になった。BOX「農業技術の教育と普及」はいわゆるプロジェクト法について説明したもので、大変おもしろかった。

第6章「農業基本法と農村の変容」は農業基本法と新基本法についてふれられている。しかし「農村の変容」については農産物輸入と食糧自給率の低下、畜産公害がふれられているのみで、いわゆる農村そのものの変容あまりふれられていなかったように感じる。また本章では乳価不足払制度、米価決定基準について説明がされているが何故ここであえて説明がされるのか不思議であった。単なる年次的に同一時期に成立した法律・制度として取り上げたのであろうか。第7章「農業構造改善事業と総合農政」の構造改善事業については一応説明はされているが他の章のような具体性には欠けているように感ずる。むしろ総合農政に主力がおかれているようである。しかも「総合農政の推進の柱はコメにかかわるものであって、これを中心に農業構造問題に踏み込んでいった。」ことから米を中心とした展開となっている。第8章「水田農業確立対策から新生産調整推進対策まで」は転作に関わる政策について説明されている。第9章「農産物価格政策」ではその類型・運用・効果について論じている。ここでは「日本の農政は、短期的な価格政策や所得政策と長期的な構造政策の組み合わせを、基本法農政以降展開してきている。農産物価格を一定の高さに維持し、農民の所得を保証する政策は短期的には有効である。しかし、財政負担の増加や国際環境の変化等によって、非効率的な農業生産を効率的なものに変えていく長期的な構造政策が要求されるのは当然である。」としている。

第10章「農産物の自由化と構造政策確立」、第11章「ウルグアイ・ラウンドと米自由化問題」、第12章「例外なき関税化」は文字通り農産物の自

由化問題に関わるもので、アメリカとの2国間協定、ガットウルグアイ・ラウンドと米の輸入協定、或はミニマムアクセスと関税化に関する議論など今日の問題について克明に分析している。かなり詳しく、参考になった。第13章「新農政プランの内容と課題」では新農政について説明しているが、もう少し筆者の意見がほしかった。例えば生涯所得概念については筆者はどのように考えているのか、あるいはこれからの農業の進むべき方向について価値観の見直しは必要がないことなのか、ぜひ意見を聞きたいところである。第14章「コメ部分開放と緊急輸入」は日本農業にとっての歴史的転換となった米の部分開放、凶作・緊急輸入問題等について論じている。第15章は最終章であるが「食糧法の廃止と新食糧法」について論じている。

以上本書について簡単に解説した。筆者の意図を十分に理解していないのではないかと不安も多いが、読み進んでいくと同じ部分が繰り返してくるため、混乱した。従って、本書はどちらかといえば一つ一つの章を別々に読む方式が筆者も述べているように全体を理解しやすいかもしれない。1年間の授業数を30と考えると15章は意図したものであろう。十分な時間をかけて1章ずつ読み進み、繰り返し理解を深めていくことで、全体像が見えてくるものであろう。最後に少しだけ意見を述べると農業政策をめぐる環境の変化は著しく、今日議論していたことが明日にはすでに過去の問題となってしまうことがあまりにも多い。農政事情に関する研究はその意味での不安が多いのも事実である。ただ農業政策の具体的部分に踏み込んだものはこれまでのところほとんど見当たらず、本書によって始めて教えられたことも多い。その意味で必読の書である。また筆者は出来るだけ客観的に論ずると述べていたが、私には十分筆者の意図が読みとれる部分も多く、それがかえっておもしろく感じた。時間をかけてもう一度読み直して、今回十分理解できなかったところは再度

勉強してみたい。